

高松市 避難支援者保険のご案内

高松市では、個別避難計画における避難支援者となっている皆さまが、災害時に安心して活動できるよう、市が避難支援者を対象とした保険に令和6年7月1日から加入しております。

制度の内容

避難支援中に発生した損害賠償責任とケガを補償する制度

【損害賠償責任の事故】

他人にケガを負わせてしまったり、ものを壊してしまったことにより発生する法律上の損害賠償責任

【ケガの事故】

急激かつ偶然な外来の事故により発生した避難支援者自身のケガ

対象となる活動



自治体が避難情報を発令し、避難所を開設している災害が発生している又は災害発生のおそれがある状況で、以下の避難支援活動に従事していること

- | | |
|-------------|-------------------|
| ①避難支援・避難誘導 | ④情報の収集・伝達 |
| ②安否確認 | ⑤①～④以外の避難支援に類する活動 |
| ③要配慮者の救出・救護 | |

補償の対象とならない場合

【避難支援者のケガの補償】

- ・故意又は重大な過失
- ・自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- ・脳疾患、疾病又は心神喪失
- ・無資格運転、酒気帯運転など、正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ・頸部症候群、腰痛等で医学的他覚初見のないもの
- ・妊娠、出産、早産又は流産
- ・戦争、外国の武力行使、武装反乱、その他これらに類似の事変又は暴動
- ・核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- ・単独で避難している際の事故等
- ・民生委員、消防団として活動している際の事故等
- ・地震、噴火、津波に起因する損害

【賠償責任の補償】

- ・故意
- ・地震、噴火又は津波による損害
- ・核燃料物質の放射性、爆発性その他有害な特性による事故
- ・心神喪失に起因する事故
- ・被保険者の、又は被保険者の指示による暴行又は殴打による事故
- ・航空機、自動車又は銃器の所有、使用又は管理に起因する事故
- ・被保険者の職業上の職務遂行に直接起因する事故

※保険での対象になるかどうかの判断は、保険会社が判断をおこないます。

事故報告書

傷害

※以下に記載しきれない場合は、別紙に記入すること。

事故発生日時		年		月		日		時		分	
事故場所											
活動者	ふりがな				男 女	生年月日					
						年 月 日					
	氏名				住所						
					電話	- -					
事故の内容	事故発生時の状況	(どんな状況で、どんな事故が起こったか)									
	事故発生後の状況	(怪我の状況と実施した対応・その後どうであったか?)									
		(市への連絡内容等)									
身体傷害の状況	傷害の程度 ※確認の方法	死亡・後遺障害(級見込)・入院(日見込)・通院(日見込) ※ 医師から直接聞いた ・ その他()									
	傷害の症状	骨折・脱臼・捻挫・創傷(針)・打撲				傷害の部位					
	治療医療機関	医療機関名									
住所・電話		TEL									

事故報告書

賠償責任

※以下に記載しきれない場合は、別紙に記入すること。

事故発生日時		年 月 日 時 分			
事故場所					
活動者	ふりがな	男・女	生年月日		
			年 月 日		
	氏名	住所			
		電話	- -		
事故の内容	事故発生時の状況	(どんな状況で、どんな事故が起こったか)			
	事故発生後の状況	(怪我の状況と実施した対応・その後どうであったか?)			
		(市への連絡内容等)			
被害者	氏名	男・女	生年月日	年 月 日	
	住所		電話		
身体状況	傷害の程度 ※確認の方法	死亡・後遺障害(級見込)・入院(日見込)・通院(日見込) ※ 医師から直接聞いた ・ その他()			
	傷害の症状	骨折・脱臼・捻挫・創傷(針)・打撲 火傷・歯(垂脱臼・欠損)・その他()	傷害の部位		
	治療医療機関	医療機関名			
		住所・電話	TEL		
財物の状況	損害の程度 ※確認の方法	年 月 日 時 分			
	損害の状況		損害物		
	損害修理先	名称			
住所・電話		TEL			